

## Gard Insight

### 難民救助 - P&Iカバーと支援

こちらは、英文記事「[Gard Insight: Refugee rescue - P&I cover and assistance](#)」（2015年5月29日付）の和訳です。

海上での難民救助は今後も継続的に発生する見込みです。本記事では、難民救助に関して Gard が提供する支援について取り上げます。

#### 背景

難民となるという悲惨な状況下では、人々は救助を必要とする深刻な状況に追い込まれています。超満員でしばしば沈没寸前のいかだやボートには食料も水もありません。歴史的に海上の不文律として、船舶には遭難船を支援することが求められます。さらに、いくつかの国際条約においても、支援義務が定められているため、Gard ではメンバーの皆様に対して、こうした義務の履行を奨励するとともにその支援を行ってきました。実際に海上で難民救助を行う際には、船主・運航者は自船に数百人を追加で乗せなければならないこともあり、相当な追加費用や遅延の発生を余儀なくされる可能性があります。



救助行為には、海事救援調整センター(Maritime Rescue Coordination Centre [MRCC])や沿岸警備隊(Coast Guard)からの要請に応じて行う場合や、実際に海上で難民船を発見して行う場合があります。Gard は過去3年でおおよそ70件の難民ケースに関与してきました。こうしたケースの多くにおいて、難民を乗船させなかった場合には、(たとえ支援を提供し、なおかつ、その現場から立ち去らなかったとしても) 厳しい非難にさらされています。Gard は、救助という状況に置かれたメンバーの皆様を、P&I 保険による<sup>てん</sup>填補と現地での手配という両面で支援いたします。

#### P&I 保険の填補範囲

難民ケースに関連する主な費用には以下のものがあります。

- 離路費用
- 食料費
- 医療用品費
- 入港税
- タグボート費用
- 消毒費用

こうした費用については、Gard 約款第31条および第32条に基づいて保険で填補されます。しかし、P&I 保険は他の関係者や保険によって補償されない費用についてのみ填補されることに注意してください。さらに、保険適用においては、船舶の加入条件において合意された免責額があることにご留意ください。

以下、填補対象となる約款条項についてご説明します。

## **Gard 約款第 31 条 離路費用**

ほとんどの救助ケースにおいて、離路費用が最も高額であり、様々な種類のものが含まれます。

### **燃料油**

燃料は通常、追加費用の主項目であり、保険で填補されます。これには、航行距離が追加されることに伴う追加燃料だけでなく、速度増加で消費した追加燃料も含まれます。ほとんどのケースにおいて、難民の捜索・救助のために船舶が離路した時点から、難民を下船させ当初の航路に合理的な形で復帰した時点までの間に消費した燃料油が対象となります。

### **賃金**

追加賃金は填補されます。これには、特別に捜索活動に関与した船員や、難民が乗船していることで通常以上の長時間労働が必要となった船員に対する時間外手当の支払いが含まれます。離路の結果として当初の航海の完了に要した追加時間に対して船員に支払われた賃金は保険適用外となります。

### **船用品および食料**

潤滑油、電子部品等のあらゆる種類の船用品の追加消費分は、船員が消費した追加の食料・飲料と合わせて填補されます（難民に関連する費用については約款第 32 条に基づき填補されます）。

### **入港税およびタグボート**

難民を下船させるために離路する必要がある場合、入港税とタグボート費用は填補されます。

### **填補されないもの**

保険は、Gard 約款第 31 条に記載された項目についてのみ適用されます。そのため、用船料や運賃の損失等の項目については約款の範囲外となります。

## **Gard 約款第 32 条 密航者、難民、または洋上での被救助者**

保険は、「加入船に密航者、難民または洋上での被救助者が乗船していた結果、直接かつ相応に発生した費用および経費」に対して適用されます。難民を乗船させておくためには追加費用が発生し、船舶が港に到着した後も継続する可能性があります。かかる費用は、保険加入者に責任がある範囲において填補されます。

こうした費用には、食料品、医療用品、警備、消毒等があります。地中海ではあまり該当しませんが、収容、入国手続き、本国送還等の費用が含まれることもあります。ここに列挙したものはすべてを網羅しているわけではありませんので、ご質問がありましたらご連絡ください。

難民を乗船させた結果として生じた逸失利益または減価償却費は填補されません。



## Gard 約款第 47 条 罰金（過怠金）

難民が港湾で逃亡した場合に課される罰金は、約款第 47 条に基づいて填補されます。

## 保険金請求時の証拠書類

P&I への保険金請求には、インボイスや計算書が必要となります。離路費用と燃料油の費用については、離路を示す海図のほか、燃料油のインボイスの写し、離路期間中の燃料消費の計算書が必要となります。



## その他の支援

Gard は、保険填補に加え、船舶代理店と緊密に連携する現地コレスポンデントのネットワークを通じて現場での支援を提供します。経験上、地中海ではほとんどの難民がイタリア（主にシチリア島）で下船させられます。過去数年間に数多くのケースを経験した Gard のコレスポンデントは、難民の下船・消毒を効率的かつ遅延なく行うことができます。

## 推奨事項

難民の捜索・救助活動に巻き込まれた場合はすぐにお知らせください。Gard では、保険填補範囲に関する説明を提供するとともに、円滑かつ効率的に下船が行えるように最善の努力を払います。こうすることが難民の利益になり、結果、船舶の遅延を最小限に抑えることにもなります。時間短縮のために直接 Gard の現地コレスポンデントに連絡いただいても構いません。

難民救助に詳しい情報については、下記を参照してください。

「[Gard Alert: 海上における救助への備えがこれまで以上に重要に](#)」（2015 年 4 月 17 日付）

「[Gard Alert: 海上における難民救助](#)」（2014 年 10 月 14 日付）

本記事に関するご質問およびコメントは、ガードジャパン株式会社（Email: [gardjapan@gard.no](mailto:gardjapan@gard.no)）までお寄せください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文と内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。